

令和6年度いわて移住講座企画運営業務

業務仕様書

令和6年4月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度いわて移住講座企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

過去に移住イベント等で繋がってきた首都圏に住む本県の関係人口や地方移住を希望している若者に対して、岩手で暮らすことの魅力を伝え、ありのままの岩手暮らしをイメージしてもらえようような連続講座を開催することで、「将来的に岩手で暮らしてみたい」気持ちを育むとともに、岩手への移住を検討している人同士のつながりや、実際に移住した後にサポートしてくれる地域住民とのコミュニティ形成を生むことで、岩手で暮らす安心感をより高め、将来的な移住者の増加につなげるもの。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度いわて移住講座企画運営業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 委託上限額

5,085千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 主な業務

① 開催時期（予定）

令和6年6月～令和6年12月頃

② 開催場所

東京都内

③ 対象者

岩手県に興味関心があり将来的に移住も視野に入れている首都圏在住の20～30代

④ 講座回数

4回以上（東京都内での座学）

⑤ 講座の定員

30名

3 業務の仕様に関する事項

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

(1) 全体の企画設計

① 講座の名称を提案すること。提案にあたっては、参加者にとって親しみやすく、参加の動機となりやすいものとする。

② 岩手の「食」、「文化」、「仕事」、「地域の実情」など、様々な観点から岩手で

暮らし、働くことについて体系的に学ぶことができ、**岩手への将来的な移住を現実的に考え始めるきっかけとなるような講座内容を提案すること。**

- ③ 移住を検討する講座の参加者同士のつながりや、岩手在住のゲストらとのつながりを大切に、**移住前のコミュニティ形成**を図ることで、講座終了後も継続的に岩手を身近に感じ、移住への意欲を維持させることを意識すること。

(2) 講座の運営

① 開催場所

参加人数や実施内容に応じて東京都内において講座の開催に適する場所を定め、会場の設営、運営、準備、撤収を行うこと。

② 開催時期・回数

原則として令和6年6月～12月の間に4回以上、参加者にとって無理がなく、かつ効果的な間隔となるよう、県と協議の上で決定すること。

③ 参加者対応

ア 参加者の募集、管理、連絡等の一切を行うこと。

イ 参加者に対してアンケートを実施・集計し、実施内容の満足度、広報の効果、移住に関する興味関心等に関する分析を行うこと。

④ 参加者数

講座の定員は30名とする。ただし、事業の効果をより広く波及させるため、講座のウェブ視聴、参加者の知人等を巻き込んだ企画の開催等によって、本事業に関与した人数をさらに増やすことは差し支えないものとする。

⑤ 講師・ゲスト

受託者に加え、移住分野の知見が高い者、岩手県在住の移住コーディネーター、地域おこし協力隊、既に移住している先輩移住者等を想定しているもの。

⑥ 講座内容

ア 4回以上の講座のうち最後の1回は、講座で学んできたことをもとに将来の移住展望を発表し合うなどといった、**アウトプットの場**とすること。

イ 会場での座学に限らず、フィールドワークや体験型のワークショップの要素を盛り込むなど、参加者が楽しみながら深く岩手について学べる内容とすること。

ウ 原則として実施に係る謝金や旅費、材料費、その他経費は委託料の中で負担すること。なお、フィールドワークやワークショップの実施に伴い発生する経費については、参加者から実費相当額を徴収することとしても差し支えないもの。

(3) 広報の実施

① 本業務の目的や3(2)④に掲げる目標数を達成するため、戦略性のある内容を提案すること。

② 若年層への訴求を強めるため、**WEBサイトやSNSを有効に活用した広報**を実施すること。

③ 講座終了後は、講座の様子をまとめた情報を適当なメディアに一定期間掲

載すること。

- ④ 活用する SNS ツールのひとつとして、県が所有する Twitter アカウント「イーハトー部@pref_iwate_0007」等を使用することは妨げないこと。

(4) 実績報告

講座の記録や、次年度以降の改善案等を盛り込んだ実績報告を作成すること。

(5) 自由提案

事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、その内容を記載すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、2(3)委託料の上限額の範囲内とする。

4 企画提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案すること。

- (1) 上記「3 業務の仕様に関する事項」に定める業務の内容に係る企画等の提案
- (2) 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書
※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 100 分の 110 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- (3) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）
- (4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

5 企画提案書の書式等

- (1) 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦 A 4 判左綴じ又は横 A 4 判上綴じにまとめることとし、10 部提出すること。
- (2) 提出する企画提案は各者 1 案までとする。
- (3) 提案書提出後の追加、修正は原則認めない。
- (4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。また、提出した企画提案書等については返却しない。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託

する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

7 その他留意事項

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。
- (2) 個人への飲食費・販促品提供費の支給などそれに類する経費については、本委託料の対象外となること。
- (3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。